

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 3 日

所 属 長 様

情 報 政 策 課 長
行政改革推進課長

アナログ規制の点検・見直しについて（依頼）

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方で、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としています。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられています。今後、少子高齢化が進み、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっています。

国では、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるべく、法令等を対象としたアナログ規制の点検・見直しに取り組んでおり、令和 6 年 6 月中にアナログ規制に該当する規定が改正される予定であり、各地方公共団体においても、点検・見直しを実施することが求められています。

本市においても、国の動きを踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要であることから、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定しました。

つきましては、各課所管の条例等のアナログ規制の有無や規制の現状を調査すべく、下記のとおり依頼しますので、ご対応のほどよろしくお願いします。

記

1 対象所属

条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領）を所管する全所属

2 点検・記入要領

対象となる条例・規則の洗い出しと、アナログ規制に該当しうる条項の抽出作業等は D X 推進室において実施済です。各所属においては、これらがアナログ規制に該当するか否かを中心に確認等していくものです。

詳細は、別紙「点検・記入要領」のとおり。

3 報告期限

令和 6 年 7 月 3 1 日（水）

4 点検・見直しの対象の範囲と規制

市で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領）の規定のうち、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とします。

【代表的なアナログ規制7項目】

規制項目	規制の内容（例）
① 目 視 規 制	人が現地に赴き、施設や状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定することを求める規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認し判定することを求める規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定することを求める規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることを求める規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求める規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求める規制
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

5 報告方法

プリザンターで受け付けていますので、以下の URL から所属のアカウントでログインのうえ、ご報告ください。

URL : <https://pleasanter02h/items/82937/index>

ID : otsu〇〇〇〇（所属コード）（例：otsu1024）

PW : 999999（初期パスワードなので、ログイン後、適宜ご変更ください。）

6 今後のスケジュール

今回の点検結果を取りまとめた結果、費用が必要な場合は適宜予算化を検討していきます。

7 （参考）国（デジタル庁）からの通知文

別紙『『地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】』の公表について（令和5年12月26日付け デ戦第4401号）』のとおり

【問合せ先】

情報政策課DX推進室

担当：齋藤、北川 内線：3825

行政改革推進課

担当：龍池 内線：2533